おおふな

２０２５年１月２２日 No.38
発行者：小林洋一　編　集：情宣部

ＪＲ東労組 大船支部

八地申2号「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

第4回交渉 1月24日(金) 15:00～

緊急特集
パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた!!
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう!

社員Aに対する副長B・Cの聞き取り内容

反省の強要は憲法違反だ！

■社員Aが実際に言われた言葉

□上司への暴行は罪が重い
□傷害事件
□家族が悲しむ
□（正当防衛という主張に対し）そんなもの成立するわけがない
□その器そのまま持って帰るけどいいの
□反省をしていないという風に思っていく
□今後のＪＲ人生長いんじゃないの、よく考えた方がいいよ
□処分はでる

7月24日、不当処分・不当転勤が発令される。

パワハラ・暴行の被害者である社員Ａが受けた処罰
・出勤停止20日間・所定昇給額の1/2カット・年末手当15%カット・出向

全組合員と共に、当該組合員・八王子地本と連帯してたたかおう！

全国の仲間から連日、檄が届く！

詳細は
緑の風768号
をご覧ください

※ＪＲ東労組本部ＨＰからもご覧になれます！！

大切な仲間に対する不当処分・不当転勤を許さない！！
全職場から共にたたかいをつくり出そう！！